

水戸市の給与・定員管理等について（令和3年度）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R3.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 元年度の人件費率
2年度	27万1,380人	1,509億6,225万5千円	39億4067万5千円	180億7,827万7千円	12.0%	14.1%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考) 中核市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	1,808人	63億2,852万8千円	19億1,304万3千円	27億6,728万円	110億885万1千円	608万8千円	634万7千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数は令和3年4月1日現在の人数です。なお、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含んでいません。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。
 4 人件費及び給与費については、事業費支弁職員分を含んでいます。

(3) 特記事項

水戸市では厳しい財政状況を踏まえ、次のような取組を行っています。

1 市長の給与減額措置

市長の給料月額については、平成23年8月から20%を減額しており、令和3年度は年間約258万円の給与を減額しています。

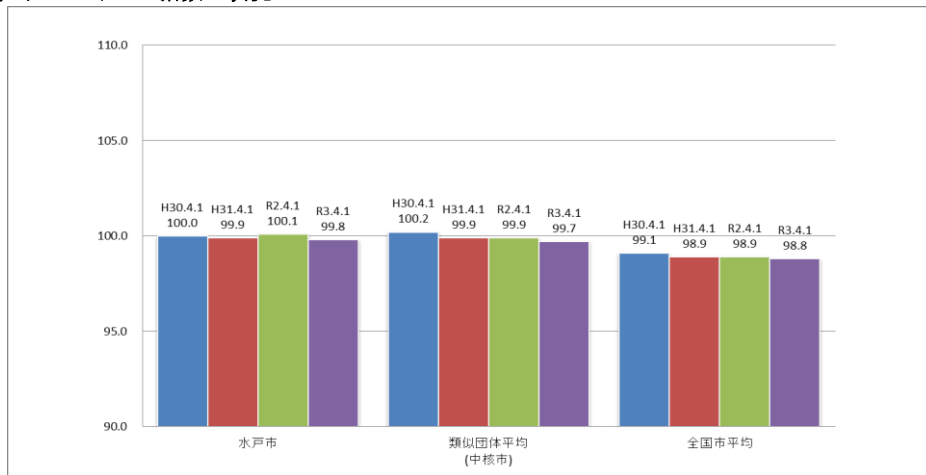
2 その他常勤特別職の給与減額措置

副市長等の特別職等の給料月額については、平成17年4月から時限的に減額支給しており、合計で年間約115万円の給与を減額しています(R3.4.1現在の減額率:副市長3%、常勤監査委員・上下水道事業管理者・教育長2%)。

3 職員定数の適正化

令和3年度の職員定数は、令和2年度の2,077人に対し12人減の2,065人としております。これは事業の進捗に合わせた減員や、民間活力及び会計年度任用職員の活用等を踏まえた削減を図ったものです。

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体(中核市)のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国においては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むこととし、本市においても、国に準じて以下の見直しを実施しました。

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げを実施、高齢層については最大4%の引下げを実施しました。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施しました。また、他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しています。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準10%に対し、水戸市においても10%を支給しています。
 (実施時期) 平成27年4月1日 (国基準の支給割合に変更がないため、支給割合は引き続き10%となります。)

(参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後						
国基準による支給割合	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
水戸市の支給割合	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

③その他の見直し

- ・管理職員特別勤務手当について、国に準じて見直しを実施しました。(平成27年4月1日実施)
- ・通勤手当について、平成26年度の給与改定において国の支給額が見直されたことを踏まえ、条例で定める基本額を国に準じて改正するとともに、市独自の加算額について見直しを実施しました。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
水戸市	40.1 歳	306,300 円	405,100 円	366,200 円
茨城県	42.4 歳	326,241 円	411,079 円	369,430 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
類似団体(中核市)	41.9 歳	318,557 円	407,161 円	363,935 円

②技能労務職

区分	公務員						民間			参考 A/B
	正規職員					平均給与月額(会計年度任用職員を含む)A	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)					
水戸市	54.0歳	171人	302,900円	359,200円	343,400円	314,600円	—	—	—	
うち 清掃職員	51.3歳	84人	319,300円	381,900円	365,600円	368,000円	廃棄物処理業(全国)	46.6歳	304,600円	1.21
うち 学校給食員	59.8歳	32人	257,700円	291,500円	283,700円	235,100円	飲食物調理従事者(茨城県)	47.9歳	257,200円	0.91
							飲食物調理従事者(全国)	43.8歳	256,300円	0.92
うち 用務員	55.8歳	16人	304,300円	350,300円	340,600円	238,500円	他に分類されない運搬・清掃・放送等従事者(全国)	50.3歳	235,200円	1.01
うち 自動車運転手	54.6歳	23人	296,400円	365,000円	338,100円	343,200円	乗用自動車運転者(茨城県)	59.8歳	228,000円	1.51
							乗用自動車運転者(全国)	56.8歳	256,800円	1.34
うち その他	54.4歳	16人	315,400円	375,500円	356,900円	273,400円	—	—	—	
茨城県	55.9歳	171人	313,649円	360,239円	341,011円	—	—	—	—	
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—	328,603円	—	—	—	—	
類似団体(中核市)	50.3歳	200人	323,185円	381,275円	354,943円	—	—	—	—	

区分	参考					
	年収ベース(試算値)の比較					
	公務員 (正規職員)	公務員 (会計年度任用職員を含む) (C)	民間 (D)	差額 (C)-(D)	C / D	
水戸市	5,821,218円	5,286,320円	—	—	—	
うち 清掃職員	6,218,814円	6,052,693円	全国	4,236,800円	1,815,893円	1.43
			茨城県	3,421,500円	574,303円	1.17
うち 学校給食員	4,672,638円	3,995,803円	全国	3,416,100円	579,703円	1.17
			茨城県	2,877,500円	2,678,825円	1.93
うち 自動車運転手	5,817,383円	5,556,325円	茨城県	2,877,500円	2,678,825円	1.93
			全国	3,385,600円	2,170,725円	1.64
うち その他	6,106,100円	4,880,724円	—	—	—	

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給（調整額等を含む）の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当（民間の賞与相当である期末勤勉手当を除く）の額を合計したものです。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当などの手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- 3 民間データは、厚生労働省が実施した賃金構造基本統計調査（賃金センサス）において公表されているデータを使用しています。（平成30年～令和2年度の3か年平均）
なお、賃金構造基本統計調査の対象者は、正規の従業員に加え、それらの者と勤務時間及び勤務日数が近い非正規従業員（パート・アルバイト等）を含んでいます。
- 4 賃金構造基本統計調査と比較するため、業務形態が正規職員と類似する会計年度任用職員の給料（勤務時間及び勤務日数を正規職員と同一と仮定して算出）を含めた平均給与月額の参考値を「平均給与月額(会計年度任用職員を含む)」として記載しています。
なお、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 5 年収ベースの「公務員（会計年度任用職員を含む）(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況 (令和3年4月1日現在)

区分		水戸市	茨城県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	188,700円	182,200円
	高校卒	150,600円	154,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	147,900円	152,700円	—
	中学卒	139,900円	143,800円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (令和3年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	261,968円	304,718円	355,358円
	高校卒	215,867円	265,783円	312,475円
技能労務職	高校卒(注)	—	—	310,008円
	中学卒	—	—	—

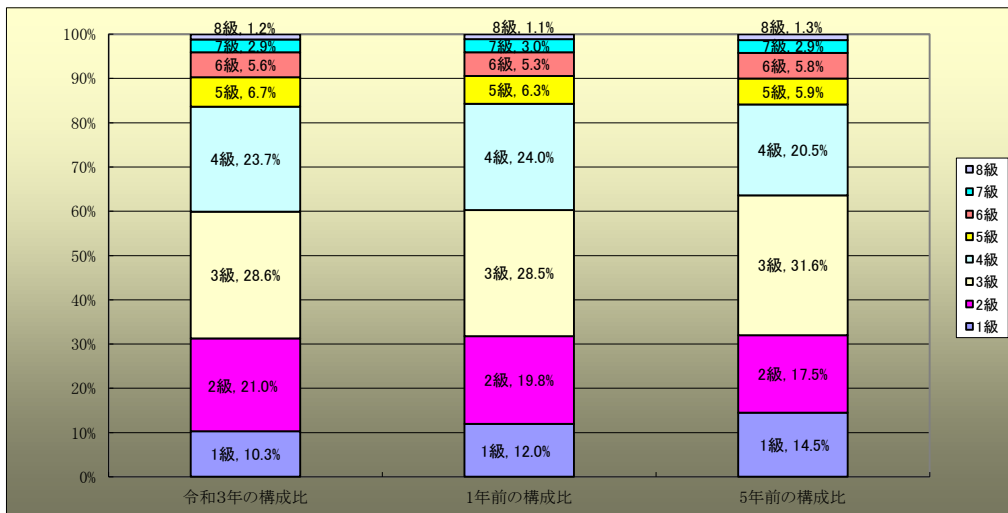
(注) 技能労務職における高校卒経験年数20年は該当者1名のみのため、22年のデータを使用しています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

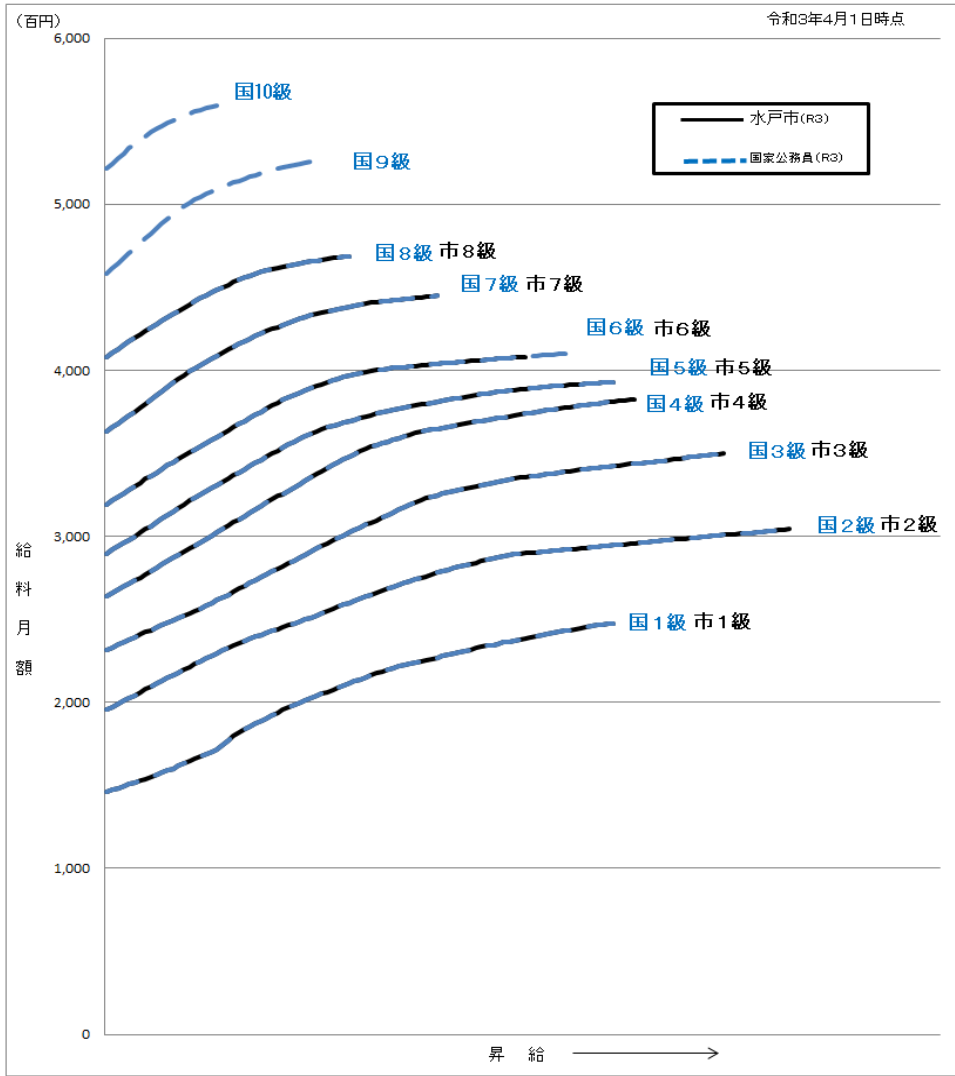
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事の職務	106人	10.3%	146,100円	247,600円
2級	主事の職務(困難業務等)	217人	21.0%	195,500円	304,200円
3級	係長, 主幹の職務	295人	28.6%	231,500円	350,000円
4級	課長補佐, 主査の職務	245人	23.7%	264,200円	382,600円
5級	副参事, 技正の職務	69人	6.7%	289,700円	393,000円
6級	課長の職務	58人	5.6%	319,200円	408,200円
7級	副部長, 参事の職務	30人	2.9%	362,900円	444,900円
8級	部長の職務	12人	1.2%	408,100円	468,600円

- (注) 1 水戸市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（水戸市）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ	人事評価を活用している				
	活用している昇給区分				
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ	人事評価を活用していない				

市では、所属長等の内申に基づき、昇給への勤務成績の反映を行っていますが、人事評価結果を昇給に適切に反映する仕組みの構築に向けて、検討を進めています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

水戸市	茨城県	国
1人当たり平均支給額(2年度) 156万8千円	1人当たり平均支給額(2年度) 178万6千円	—
(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(水戸市)

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を活用していない				

市では、算定期間内の休業期間等を勤務実績に反映しています。加えて令和3年度の人事評価結果を勤勉手当の成績率の決定に活用します。

(2) 退職手当(令和3年4月1日現在)

水戸市(公営企業会計を除く)			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置 2～20%加算			・定年前早期退職特例措置 2～45%加算		
1人当たり平均支給額					
自己都合		311 万円			
勸奨・定年等		1,823 万円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績(2年度決算)		7億2,456万2千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)		38万5,600円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
水戸市	10%	1,879人	10%

(4) 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績(2年度決算)		27,025千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)		5万2,500円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(2年度)		27.4%			
手当の種類(手当数)		27種類			
1 「水戸市職員の特殊勤務手当に関する条例」に基づく特殊勤務手当					
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価		
市税事務特殊勤務手当	①庁外での徴収業務	左記業務に従事した職員	①日額 200円		
	②差押えの業務		②1件 600円		
	③強制執行の業務		③1件 800円		
福祉業務特殊勤務手当	①社会福祉法第15条第3項又は第4項に規定する業務	福祉事務所に勤務し、左記業務に従事した職員	日額 200円		
	②身体障害者福祉法第9条第5項に規定する業務				
	③知的障害者福祉法第9条第5項に規定する業務				
	④老人福祉法第6条に規定する業務				
感染症消毒作業等特殊勤務手当	①感染症の病原体に汚染された(疑い含む)場所又は物件の消毒作業	左記業務に従事した職員	日額 200円		
	②伝染性疾患にかかっている(疑い含む)家畜の防疫作業				
植物防疫作業特殊勤務手当	特に人体に有害な薬品を使用する植物の防疫作業	左記業務に従事した職員	日額 200円		
行旅死亡人等取扱特殊勤務手当	行旅死亡人その他の死亡人の収容作業又は行旅病人の救護作業	左記業務に従事した職員	1件 2,000円		
じんかい及びし尿処理特殊勤務手当	じんかい又は犬猫等の死体の処理作業に従事したとき	清掃事務所、清掃工場に勤務する職員	日額 720円 (7/15~9/15まで820円)		
	し尿の処理作業に従事したとき	見川クリーンセンターに勤務する職員	日額 600円		
畜場勤務特殊勤務手当	火葬業務に従事したとき	畜場で左記業務に従事した職員	日額 850円		
公害業務特殊勤務手当	公害防止のための水質検査業務	環境保全課で左記業務に従事した職員	日額 100円		
医師手当	医療業務又は公衆衛生業務に従事したとき	左記業務に従事した医師	月額140,000円又は給料月額に100分の31を乗じて得た額		
動物取扱特殊勤務手当	動物の取扱いに関する業務に従事したとき	左記業務に従事した職員	日額 350円		
保健衛生業務特殊勤務手当	①面接相談、訪問指導又は集団生活指導の業務に従事したとき	左記業務に従事した職員	①日額 290円		
	②事前調査又は診察の立会いの業務に従事したとき		②日額 450円		
	感染症の予防又はまん延防止のための業務に従事したとき		③患者の移送	③日額 450円※	
			④物件の廃棄その他必要な措置	④日額 290円※	
	〈特例〉 ③又は④の業務のうち、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したとき			上記の金額に関わらず、日額 3,000円(患者等への身体接触等を伴う場合 4,000円)	
	⑤家屋の消毒又は相談指導の業務に従事したとき			⑤日額 290円	
保健師家庭訪問特殊勤務手当	家庭訪問をして行う保健指導業務	左記業務に従事した保健師	日額 100円		
交渉特殊勤務手当	用地の取得及び移転物件補償の交渉業務	左記業務に従事した職員	日額 200円		
特殊現場作業等特殊勤務手当	著しく危険な作業箇所における調査、測量、監督及び検査等の業務	左記業務に従事した職員	日額 200円		
建築確認等特殊勤務手当	①建築基準法の規定による建築主事	左記職員	①日額 300円		
	②建築主事の職務を直接補佐する技術職員		②日額 100円		
電気技術者特殊勤務手当	常時行う電気工作物の保安管理業務(電気事業法に基づく有資格者)	左記業務に従事した職員	日額 150円		

ボイラー取扱特殊勤務手当	ボイラーの取扱業務（労働安全衛生法に基づく有資格者）	左記業務に従事した職員	日額 100円
火災等業務特殊勤務手当	火災、消防業務又は傷病者の救護、搬送業務	①機関勤務員（運転手）	① 1件 200円※
		②その他の者	② 1件 150円※
	(加算)救急救命処置に係る業務	救急救命士	1件 500円
	<特例> 火災、消防業務又は傷病者の救護、搬送業務に係る業務のうち、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したとき	左記業務に従事した職員	上記の金額に関わらず、日額 3,000円（患者等への身体接触等を伴う場合 4,000円）
潜水業務特殊勤務手当	潜水器具を着用して潜水活動又は潜水訓練業務	左記業務に従事した消防職員	1時間 300円
高所作業員特殊勤務手当	高所作業	左記業務に従事した消防職員	1回 150円
夜間業務特殊勤務手当	交替制勤務を正規の勤務とし、深夜勤務を行う職員が従事する夜間指令業務又は消防署夜間受付業務	左記業務に従事した消防職員	2時間以上 730円
			2時間未満 410円
保育所等勤務特殊勤務手当	保育所に勤務する保育士、幼稚園型認定こども園に勤務する幼稚園教諭又は幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭（管理職員を除く。）が従事する保育業務	左記職員	日額 125円
2 「水戸市就業規則」に基づく特殊勤務手当			
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
し尿処理作業手当	し尿の処理作業	左記業務に従事した業務職員	日額 600円
特殊作業用自動車運転手当	ロード・ローラ、グレーダー及びショベル・ローダーの運転業務	左記業務に従事した業務職員	日額 200円
アスファルト乳剤散布作業手当	道路舗装作業におけるアスファルト乳剤の散布作業	左記業務に従事した業務職員	日額 200円
斎場勤務特殊勤務手当	火葬業務に従事したとき	斎場で左記業務に従事した職員	日額 850円
特殊現場作業等特殊勤務手当	著しく危険な作業箇所における調査、測量、監督及び検査等の業務	左記業務に従事した職員	日額 200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	4億1,658万8千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	26万6,700円
支給実績（元年度決算）	5億3,181万2千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	33万3,600円

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価（月額）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（2年度決算）	職員1人あたり平均支給年額（2年度決算）
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	1億8,216万0千円	24万4,500円
住居手当	・借家の場合 月額16,000円を超える家賃を払っている職員に支給 家賃の額に応じ28,000円を限度に支給	同じ	—	1億2,891万6千円	30万2600円
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関などを利用して通勤している職員に支給	同じ	—	1億7,843万9千円	11万900円
	・電車、バス等交通機関利用の場合 6ヵ月定期の価額を基本として1ヵ月当たり55,000円を限度に支給 ・自動車等を使用の場合 使用距離等を勘案し2,000円～31,600円を支給				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて支給（時間外勤務手当との併給無し） ・部長級 95,000円・副部長級 65,000円 ・参事級 63,000円・課長級 60,000円 ・副参事級42,000円・課長補佐級40,000円	異なる	国は、職制上の段階、職務の級等に応じて46,300円～139,300円	1億8,994万1千円	59万9,200円

休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日(代休を指定されたときは休日に代わる代休日)における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100	同じ	—	1億3,496万4千円	8万6,400円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100	同じ	—	3億7,264万3千円	116万900円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 ・通常の宿日直勤務 4,400円/回 (勤務時間5時間未満 2,200円/回)	同じ	—	9万2千円	3万700円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合若しくは災害対応等により週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給(1回当たりの単価) [週休日又は休日に勤務した場合] ・部長級12,000円 ・副部長級10,000円 ・課長級8,500円 ・副課長級7,000円 ・課長補佐級6,000円 (6時間超の勤務は上記に150/100を乗じた額) [週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合] ・部長級6,000円 ・副部長級5,000円 ・課長級4,300円 ・副課長級3,500円 ・課長補佐級3,000円	同じ	—	1,664万2千円	5万2,500円

5 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長	860,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,180,000 円, 577,000 円	
	副市長	(1,075,000 円) 858,450 円	974,000 円, 669,800 円	
報酬	議長	700,000 円	827,000 円, 584,000 円	
	副議長	630,000 円	748,000 円, 504,000 円	
	議員	590,000 円	700,000 円, 475,000 円	
期末手当	市長 副市長	(3年度支給割合) 3.35 月分		
	議長 副議長 議員	(3年度支給割合) 3.35 月分		
退職手当	市長 副市長	(算定方式) 給料月額 × 在職年数 × 5.5 給料月額 × 在職年数 × 3.1	(1期の手当額) 2,365万円 1,097万4,000円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備考	在職年数算定における端数については9月以下は切り捨て、10月以上は1年に切り上げて算定。		

(注) 1 市長の給料月額を支給にあたっては、平成23年8月から給料月額の20%を減額しています。また、副市長についても3%を給料月額から減額しています。
なお、()内は条例で定める本来の支給額です。

2 退職手当「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

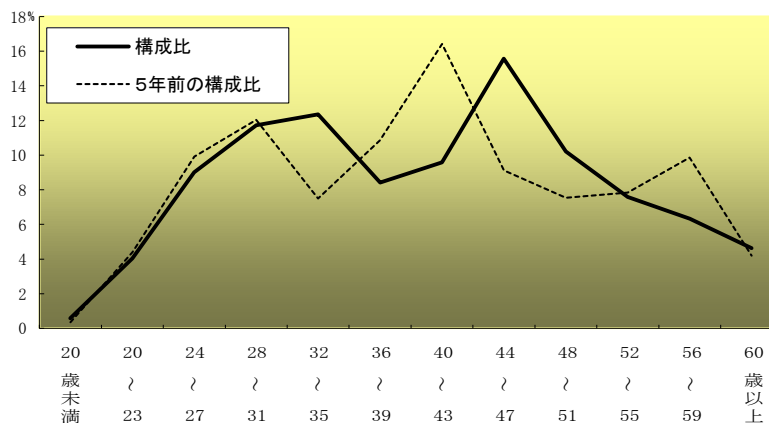
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和2年	令和3年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	16	15	△1	超過配置終了による減
		総務	294	289	△5	国勢調査事務の終了、国土強靱化地域計画事務の進捗による減など
		税務	103	103	0	
		民生	234	237	3	子ども発達支援センター分室の設置、保護世帯数増加への対応による増など
		衛生	264	267	3	新型コロナワクチン接種事務への対応、新型コロナウイルス感染症対策への対応による増など
		農林水産	61	54	△7	集落排水事業の移管による減など
		商工(労働を含む)	25	26	1	地域経済対策事務への対応による増
		土木	227	220	△7	植物公園の指定管理者制度導入、用地買収事務の進捗による減など
		小計	1,224	1,211	△13	<参考> 人口1万当たり職員数 44.68 人
	特別行政部門	教育	266	250	△16	幼稚園の廃止、給食調理業務の一部民間委託化、全国高校総体推進事業の終了による減など
		消防	349	347	△2	防災航空隊派遣の終了による減など
		小計	615	597	△18	
	合計	1,839	1,808	△31	<参考> 人口1万当たり職員数 66.71 人	
	公営企業等会計部門	水道	114	112	△2	欠員
下水道		59	65	6	集落排水事業の移管による増など	
その他		73	71	△2	超過配置終了による減	
合計		246	248	2		
総計		2,085	2,056	△29	<参考> 人口1万当たり職員数 75.86 人	
		[2,077]	[2,065]	[△12]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する全職員の部門別の現在職員数です。休職者や派遣職員などを含み、会計年度任用職員などの非常勤職員を除いています。
 2 []内は、条例定数の合計です。
 3 人口は、令和3年4月1日現在の住民基本台帳人口271,018人で算出。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和3年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	12人	83人	185人	241人	254人	173人	197人	320人	210人	156人	130人	95人	2,056人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	過去5年間の増減率(率)
一般行政	1,165	1,178	1,223	1,240	1,224	1,211	46 (3.9 %)
教育	282	267	264	253	266	250	▲ 32 (▲ 11.3 %)
消防	341	341	342	341	349	347	6 (1.8 %)
普通会計計	1,787	1,786	1,829	1,834	1,839	1,808	21 (1.2 %)
公営企業会計計	241	248	245	245	246	248	7 (2.9 %)
総合計	2,011	2,034	2,074	2,079	2,085	2,056	45 (2.2 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況(決算)

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率
2年度	51億359万7千円	8億8,140万円	6億7,032万3千円	13.1%	12.5%

(注) 職員給与費に資本支弁職員分(2億6,294万6千円)を含んでいません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村(政令指 定都市を除く)平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	114	4億3,335万2千円	1億3,599万9千円	1億9,183万3千円	7億6,118万4千円	667万7千円	604万5千円

- 職員数は、令和3年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含みません。
- 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含まれておりません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水戸市(水道事業)	42.0 歳	362,723 円	556,658 円
市町村平均(水道事業)	45.3 歳	335,096 円	502,816 円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。
2 平均月収額は、令和2年度決算より1人当たりの給与費を12で除した額です。(期末・勤勉手当等を含む)

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水戸市(公営企業職員)		水戸市(公営企業を除く職員)	
1人当たり平均支給額(2年度) 168万2千 円		1人当たり平均支給額(2年度) 156万8千円	
(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分		(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	

(注) ()内は, 再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (令和3年4月1日現在)

水戸市(水道事業会計職員)			水戸市(公営企業を除く職員)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2~20%加算			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2~20%加算		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
自己都合 (該当者なし)			自己都合 311 万円		
勸奨・定年等 2,056 万円			勸奨・定年等 1,823 万円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は, 令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績(2年度決算)		4,597万6千 円	
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)		40万3千 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
水戸市	10 %	112 人	10 %

エ 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績(2年度決算)		45万2千 円	
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)		6万4千 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(2年度)		6.1 %	
手当の種類(手当数)		3 種類	
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	塩素, 次亜塩素酸ソーダ取扱い又は水質検査業務若しくは船上若しくは高所作業等	浄水場で左記業務に従事した職員	月額 210円
待機手当	漏水修理及び調査を含む宿日直勤務等を命ぜられたとき	左記業務に従事した職員	1回 4,500円
資格手当	①水道技術管理者に任命された職員 ②ダム管理主任技術者に選任された職員 ③電気主任技術者に選任された職員	左記業務に従事した職員	①月額 10,000円 ②月額 8,000円 ③月額 3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	4,371万5千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	46万5千円
支給実績（元年度決算）	4,715万3千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	50万2千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価（月額）	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（2年度決算）	職員1人あたり平均支給年額（2年度決算）
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	1,430万4千円	26万円
住居手当	・借家の場合 月額16,000円を超える家賃を払っている職員に支給 家賃の額に応じ28,000円を限度に支給	同じ	—	950万1千円	29万7千円
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関などを利用して通勤している職員に支給	同じ	—	1,037万1千円	10万8千円
	・電車、バス等交通機関利用の場合 6ヵ月定期の価額を基本として1ヵ月当たり55,000円を限度に支給 ・自動車等を使用の場合 使用距離等を勘案し2,000円～31,600円を支給	同じ	自動車使用者は一律3,000円加算		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて支給（時間外勤務手当との併給無し） ・部長 95,000円・参事級 63,000円 ・課長級 60,000円・副参事級 42,000円 ・課長補佐級 40,000円	同じ	—	1,172万8千円	58万6千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100	同じ	—	—	—
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 ・通常の宿日直勤務 4,400円/回	同じ	—	—	—
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給（1回当たりの単価） ・部長 12,000円・参事級 10,000円 ・課長級 8,500円・副参事級 7,000円 ・課長補佐級 6,000円 （6時間超の勤務は上記に150/100を乗じた額）	同じ	—	1万2千円	1万2千円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率
2年度	85億2,884万6千円	2億190万7千円	1億9,969万6千円	2.3%	2.3%

(注) 職員給与費に資本支弁職員分(2億6,196万6千円)を含んでいません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村(政令指 定都市を除く)平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	57	2億1,655万0千円	6,447万8千円	9,663万0千円	3億7,765万8千円	662万5千円	595万3千円

- 職員数は、令和3年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含みません。
- 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含まれておりません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
水戸市(下水道事業)	42.2 歳	363,808 円	552,131 円
市町村平均(下水道事業)	43.7 歳	331,372 円	495,629 円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。
- 2 平均月収額は、令和2年度決算より1人当たりの給与費を12で除した額です。(期末・勤勉手当等を含む)

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水戸市(下水道事業会計職員)	水戸市(公営企業を除く職員)
1人当たり平均支給額(2年度) 169万5千円	1人当たり平均支給額(2年度) 156万8千円
(元年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) ()内は, 再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (令和3年4月1日現在)

水戸市(下水道事業会計職員)			水戸市(公営企業を除く職員)		
(支給率) 自己都合	勸奨・定年		(支給率) 自己都合	勸奨・定年	
勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額 47.709 月分	47.709 月分		最高限度額 47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2~20%加算			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2~20%加算		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
自己都合	(該当者なし)		自己都合	311 万円	
勸奨・定年	(該当者なし)		勸奨・定年	1,823 万円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は, 令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績(2年度決算)			2,319万2千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)			40万7千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
水戸市	10 %	57 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(2年度決算)	4万2千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	4万2千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(2年度)	1.8%		
手当の種類(手当数)	1種類		
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
排水設備検査手当	水洗便所改造に伴う検査業務に従事した職員	左記業務に従事した職員	日額 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(2年度決算)	1,575万6千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	33万5千円
支給実績(元年度決算)	1,639万0千円
職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	35万6千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価(月額)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(2年度決算)	職員1人あたり平均支給年額(2年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	910万3千円	27万6千円
住居手当	・借家の場合 月額16,000円を超える家賃を払っている職員に支給 家賃の額に応じ28,000円を限度に支給	同じ	—	472万2千円	14万3千円
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関などを利用して通勤している職員に支給 ・電車、バス等交通機関利用の場合 6ヵ月定期の価額を基本として1ヵ月当たり55,000円を限度に支給 ・自動車等を使用の場合 使用距離等を勘案し2,000円～31,600円を支給	同じ	自動車使用者は一律3,000円加算	508万8千円	9万9千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて支給(時間外勤務手当との併給無し) ・部長 95,000円・参事級 63,000円 ・課長級 60,000円・副参事級 42,000円 ・課長補佐級 40,000円	同じ	—	626万4千円	62万6千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100	同じ	—	—	—
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 ・通常の宿日直勤務 4,400円/回	同じ	—	—	—
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給(1回当たりの単価) ・部長 12,000円・参事級 10,000円 ・課長級 8,500円・副参事級 7,000円 ・課長補佐級 6,000円 (6時間超の勤務は上記に150/100を乗じた額)	同じ	—	—	—